

前島フェリー船舶建造技術審査委員会設置要領

(設置)

第1条 前島フェリー共有船舶建造にあたり、プロポーザル方式により、その建造に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を、厳選かつ公正に特定するため、前島フェリー船舶建造技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、共有船舶建造申込に係る公募型プロポーザル実施要領の確認並びに候補者から提出された企画提案等を比較検討し、一般社団法人緑の村公社（以下「公社」という。）理事会に対して意見を述べることとする。

(組織)

第3条 審査委員会の委員は、公社代表理事が選任する次の者をもって組織する。

- (1) 公社（代表理事、船員代表）
 - (2) 前島区長
 - (3) 牛窓町漁業協同組合長
 - (4) 瀬戸内市（総合政策部長、文化観光部長、産業建設部長）
 - (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（共有船舶建造支援部担当部長）
- 2 審査委員会に委員長及び副委員長をおき、委員長は公社代表理事をもって充て、副委員は前島区長をもって充てる。

(職務等)

第4条 委員長は、審査委員会を代表し、審査委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、会議に付する必要がないと認める事案については、持ち回り審査により過半数の委員の同意をもって、会議の審査に代えることができる。

(意見の聴取)

第6条 審査委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を審査委員会に出席させ、その意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることが

できる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、公社において処理する。

2 事務局は、必要に応じて庶務の一部を業務委託することができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月21日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、当該業務の契約が締結されたとき失効する。